

第7期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
 - 「主要な拠点等」
 - 「使用人の状況」
 - 「その他会社の現況に関する重要な事項」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 計算書類
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

第7期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

株式会社 v i s u m o

上記事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な拠点等
（2026年3月31日現在）

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

使用人の状況
（2026年3月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
マーケティングプラットフォーム事業	50（13）名	13名増（5名増）
合計	50（13）	13名増（5名増）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び派遣社員、契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社 R e v i C o を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、次のとおり取締役会にて決議し、体制の整備に努めております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、代表取締役をコンプライアンスに関する統轄責任者として任命する。コーポレートディビジョン長は、企業行動憲章、企業行動基準等のコンプライアンスに係る規程の整備と徹底を図り、法令及び定款順守体制の構築を推進する。

統轄責任者は、コンプライアンスに関する活動を取締役会に報告する。

また、当社は、使用人が法令又は定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行わない。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役をリスク管理に関する統轄責任者に任命する。コーポレートディビジョン長は、リスク管理に係る規程を整備し、当該規程に基づいてリスクカテゴリーごとの責任部署を定めるなど、全社のリスク管理体制の構築を推進する。統轄責任者は、リスク管理状況を取締役会に報告する。

また、内部監査室は、当社の各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役を取締役の職務の効率性に関する統轄責任者に任命する。各取締役及び執行役員は、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。これに対し、統轄責任者は、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。統轄責任者は、業務遂行状況を当社の各取締役及び執行役員に取締役会及び経営会議等において、定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

④ 当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、代表取締役を業務の管理に関する統轄責任者に任命する。コーポレートディビジョ

ン長は、経営管理業務の一元化により業務の適正の確保と財務報告の信頼性確保を図っていく。統轄責任者は、取締役会及び経営会議等において定期的に報告される業務執行状況を把握し、内部統制システム整備を推進する。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、代表取締役を取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての統轄責任者に任命する。

コーポレートディビジョン長は、取締役の職務執行に係る情報を文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

情報のセキュリティ管理に関しては、情報システム担当者が情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、推進管理を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、使用人を当該使用人として指名することができる。

監査役会が指定する補助すべき期間中については、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役会規程、監査役監査基準及び当該規程に定められた監査役への報告基準に基づき、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項並びに不正行為及び法令・定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会付議事項及びその決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準に関する事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告及びその他必要な重要事項を監査役に報告する。監査役に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書等を閲覧し、取締役会及び使用人に説明を求めることとする。また、監査役は、法令並びに監査役会規程及び監査役監査基準に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査

室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査成果の実現を図る。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役を最高責任者とし、代表取締役を推進責任者とする内部統制整備・運用・評価体制を構築し、内部統制システムの整備・運用を行うとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、コーポレートディビジョン長を統轄責任者と定め、企業行動基準に基づいた反社会的勢力対応マニュアルを整備し、特殊暴力防止対策連合会等の関係団体に加入の上、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役会は、取締役8名（うち、社外取締役2名）で構成され、取締役会規程に基づき、月1回の定例取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定や判断が、効率的かつ慎重に行われております。

社外取締役及び監査役は取締役会において、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言をしております。

社外監査役は、常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を共有しております。また、監査役会を通じて、内部監査室等と緊密な連携をとり、業務の適正性の確保に努めております。

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	248,525	148,525	－	148,525	122,889	122,889	519,940	669	520,609
当期変動額									
当期純利益					72,720	72,720	72,720		72,720
合併による増加			94,129	94,129			94,129		94,129
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								1,061	1,061
当期変動額合計	－	－	94,129	94,129	72,720	72,720	166,849	1,061	167,911
当期末残高	248,525	148,525	94,129	242,654	195,610	195,610	686,790	1,730	688,521

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として、定率法によっております。

ただし、建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 1年未満

工具、器具及び 3年～10年

備品

② 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年内）に基づく定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社の売上高は、visumo及びReviCo等のマーケティングプラットフォームサービスの役務提供に伴い、発生する売上であり、ストック売上とフロー売上、スポット売上に分かれております。ストック売上は月額費用から発生する売上であり、オプションを含めた固定の月額費用であるストック売上（ベース）とリクエスト数やCDN流量等に応じた従量課金であるストック売上（従量）に分かれており、フロー売上は初期費用（アカウント開設、導入支援、オプション）から発生する売上、スポット売上は契約期間1～2か月程度のサービスである支援業務（運用支援やデザイン調整等）の売上となっております。

①ストック売上及びスポット売上（運用支援）

ストック売上は、主に1年の期間を定めた継続的な利用契約に基づく月額利用料であり、1年の期間を定めた継続的な利用契約に係るサービスを提供しております。また、スポット売上（運用支援）は、主に1～2か月の支援契約に基づく月額利用料であり、契約で定められた期間に応じてサービスを提供しております。そのため、ストック売上及びスポット売上（運用支援）は、主として時の経過に応じて履行義務を充足することから、顧客との契約期間にわたり経過期間に応じて収益認識をしております。

②フロー売上及びスポット売上（デザイン調整等）

フロー売上である初期導入に係る収益やスポット売上（デザイン調整等）に係る収益は、作業を完了することで履行義務を充足することから、顧客の検収により収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務が充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

自社利用のソフトウェアの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
ソフトウェア	444,462
ソフトウェア仮勘定	13,378

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、自社開発のソフトウェアについて、将来の収益獲得見込額又は費用削減効果が確実であると判断したものを無形固定資産に計上しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益獲得見込額を判断するにあたり用いた主要な仮定は、当社サービスの販売見込金額であり、過去の販売実績の経営環境の変化等を考慮して算定しております。

また、自社利用のソフトウェアの評価は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。キャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングをしており、サービス提供に用いる自社利用ソフトウェアについては、当社サービスに係るソフトウェアとしております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の収益獲得見込額の主要な仮定である販売見込金額は、経営環境の変化に影響を受けること、また、将来の費用削減効果について、事業環境の変化によりマーケティングプラットフォーム事業の販売拡大が進まず、当初想定した収益獲得見込額及び費用削減効果が得られない場合、翌事業年度の固定資産の減損判定に重要な影響を与えるリスクがあります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

2026年1月1日を効力発生日として、株式会社ReviCoを吸収合併しております。合併を契機とし、オフィス移転を決定しており、当社の賃借不動産に設置した建物附属設備について使用見込み年数を見直しております。

移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復費用について、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額及び償却期間の見積りを変更しております。

この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は3,076千円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	－千円
長期金銭債権	－千円
短期金銭債務	6,412千円
長期金銭債務	100,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	35,163千円
営業取引以外の取引高	475千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首株式 数 (株)	当事業年度増加株式 数 (株)	当事業年度減少株式 数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,637,000	413,700	－	2,050,700
合計	1,637,000	413,700	－	2,050,700

(変動事由の概要)

合併に伴う新株発行による増加 413,700株

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、主に短期的な預金や高格付の債券等、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な運用は行わないこととしております。

また、資金調達については、運転資金、設備資金及び業務・資本提携に伴う所要資金等で、手元資金を上回る資金ニーズが生じた場合、用途、金額、期間、コスト等を総合的に勘案して、調達方法（銀行借入（短期・長期）、社債発行、公募増資）を決定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「与信管理規程」及び「販売管理規程」に従い、取引先ごとの与信審査及び与信限度額の設定を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、保有しておりません。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主として運転資金及び事業運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、合併により被合併会社から承継した借入金であります。当該借入金については、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

取引先ごと、案件ごとの期日管理及び残高管理を徹底し、問題債権が発生した場合、迅速に対応できる与信管理体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業部門及び経理部門により行われ、また、内部監査室による運用状況の監査が実施されております。なお、営業債権は、そのほとんどが3か月以内の入金期日であります。

当社では、経理部門において、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元資金を十分に確保する方法により対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	100,000千円	92,922千円	△7,077千円

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－千円	92,922千円	－千円	92,922千円

注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、2026年3月31日時点における同様の新規借入を行った場合に想定される利率により割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	11,429千円
未払事業税	1,728
未払費用	1,729
減価償却超過額	4,736
退職給付引当金	4,931
一括償却資産	1,275
採用費	315
支払報酬	630
役員退職慰労引当金	7,420
未払事業所税	333
その他	1,868
繰延税金資産小計	36,398
評価性引当額	△7,420
繰延税金資産合計	28,978

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.62
評価性引当額の増減	4.18
住民税均等割	0.63
法人税額特別控除	△3.89
合併による影響	△19.84
その他	△0.87
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.46

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社ソフトクリエイトホールディングス（注）1、3	（被所有）直接62.5	資金調達、役員の兼任	資金の借入	－	長期借入金	100,000
				利息の計上	475	未払利息	475
同一の親会社を持つ会社	株式会社 ecbeing（注）2	－	販売取引	販売取引	120,838	売掛金	31,311

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注） 1. 資金調達については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 販売取引については、市場価格等を勘案して、他の一般取引条件と同様に決定しております。
3. 合併により株式会社ReviCoから承継した借入金であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、マーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解しております。

	(単位：千円)			
	ストック	フロー	スポット	合計
一時点で移転される財又はサービス	－	26,583	9,830	36,413
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	933,263	－	3,480	936,743
顧客との契約から生じる収益	933,263	26,583	13,310	973,156
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	933,263	26,583	13,310	973,156

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3)」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	84,348千円	121,170千円
契約資産	517千円	－千円
契約負債	3,691千円	5,434千円

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間に渡り認識した収益に係る未請求の売掛金であります。契約資産は、顧客との契約期間にわたり債権に振り替えられます。

契約負債は、クラウドサービスにおける顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の実払期限はありません。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,652千円であります。

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 334円91銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 41円82銭 |

12. 企業結合に関する注記

(株式会社ReviCoの吸収合併)

当社は、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ReviCoを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

1. 取引の概要

①被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称 株式会社ReviCo

事業の内容 レビューマーケティングプラットフォームの開発、運営

②企業結合日

2026年1月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社ReviCoを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社visumo

⑤その他の取引の概要に関する事項

SNSの普及により消費者の購買行動が劇的に変化する市場において、人々は企業からの一方的な情報よりも、SNS上のUGC（ユーザー生成コンテンツ）等の「共感」できるリアルな情報が求められるようになり、テキストから画像・動画へと情報収集の手段がシフトし、企業には顧客との長期的な関係を築き、顧客と共にブランド価値を創造していくことが不可欠となり、顧客の感情に訴えかけるビジュアルコンテンツと、信頼を醸成するリアルな声を戦略的に活用するソリューションが求められています。このような状況下において、株式会社visumoの「感情的な惹きつけ」に、株式会社ReviCoの「信頼担保」が組み合わせられることで、顧客がブランドを知り、体験し、その声を共有・拡散させ、企業がその声に応じてサービスを向上させるという持続的な成長サイクルが生まれ、これは、顧客を単なる購入者ではなく、ブランドを共に創るパートナーとして捉える、次世代のマーケティングサービスとしてのニーズに応えるものとなります。そのような背景を基にして両社が提供するサービスのシナジーについて議論を重ねた結果、新たな成長機会の創出が可能であるとの結論に至り、両社が合併する事で早期の実現と両社企業価値の向上に資すると判断したため、本合併契約の締結に至りました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業

分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたしました。

13. 重要な後発事象に関する注記

(ストック・オプション(新株予約権)の発行)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く)及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償にて発行すること、及びかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、2026年6月17日開催予定の第7期定時株主総会(以下「本総会」という。)に付議する事を決議いたしました。

1. スtock・オプション制度を導入する目的、及び有利な条件による発行を必要とする理由

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、また、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く)、及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の上限及び金銭の払込みの要否

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

新株予約権191個(うち取締役分50個)を上限とする。

(2) 金銭の払込みを要しないこととする。

3. 新株予約権の割当日

2026年6月19日(以下「割当日」という。)

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付その他の株式数の調整を必要とする場合には、これらの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、各新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日前日の終値（割当日前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値。）を下回る場合は、割当日前日の終値とする。

(3) 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}} \\ \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付その他の上記の行使価額の調整を必要とする場合には、これらの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権発行の取締役会決議後4年を経過した日から当該決議後10年を経過する日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他権利行使の条件は、本総会決議及び募集新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、本新株予約権者が上記(6)による本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑥ 株式交付

株式交付をする株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。